

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)」(NPE)に係る措置(案)に関する御意見の募集について

令和5年10月27日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)」(NPE)に係る措置(案)について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年10月27日(金)から令和5年11月26日(日)まで(必着)

2. 御意見募集対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)」(NPE)に係る措置(案)

3. 資料入手方法

- 以下のウェブサイトに掲載

【電子政府総合窓口(e-Gov)】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_150859_143_144.html

【経済産業省HP】 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html

【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

4. 御意見の提出方法

以下の注意事項、記入要領及び別紙の意見提出用紙の様式に従い、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、郵送又はE-mailのいずれかの方法で、御提出ください。

この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見はいずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

(注意事項)

※御意見は日本語で提出してください。

※件名に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α -(ノ

ニルフェニル) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)」(NPE) に係る措置 (案) に関する意見」と明記して提出してください。

※郵送の場合は、A4版の用紙で提出してください。

※電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

(宛先) 「5. 御意見の提出先」のパブコメ担当宛

(件名) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α - (ノニルフェニル) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)」(NPE) に係る措置 (案) に関する意見

(※郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

【氏名】 (※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所 (※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付又は併記してください)

5. 意見提出先

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領 (提出先を含む)」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送又はE-mailの場合

パブコメ担当 (※以下のいずれかの窓口まで)

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail : exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

E-mail : bzl-kashin-hyoka1-public-comment@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail : chem@env.go.jp

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案が発生しておりこれを防止するた

め、セキュリティが強化されています。つきましては、(1)の電子政府の総合窓口 (e-

Gov) を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

7. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用いたします。

〇〇省〇〇課・室 パブコメ担当 宛

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における優先評価化学物質「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（NPE）に係る措置（案）」に対する意見

【氏名】

（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

【住所】

【電話番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所
（※どの部分についてなのか、該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（※根拠となる出典等を添付又は併記してください）